

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針原案について (都市計画区域マスタープラン原案)

1. 報告案件の主旨について

東京都では、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（以下「都市計画区域マスタープラン」という。）の改定に向け、検討を進めています。

都市計画区域マスタープランは、都市計画法に基づき、都市計画の基本的な方針を定めるもので、東京都が長期的視点に立って都市の将来像を明確にし、その実現へ向けて大きな道筋を示すものです。

市では改定素案の検討段階である令和元年度から、東京都との意見交換を行ってまいりました。

この度、東京都が改定に係る都市計画原案を策定しましたので、そのご報告をするものです。

2. 都市計画区域マスタープラン改定に関する東京都の基本的な考え方について

- ・目標年次：おおむね20年後（2040年代）
- ・多摩部19都市計画区域及び島しょ部6都市 都市計画区域マスタープランを、区部と同様に一体で策定し、都市の一体性を確保。
- ・都が定める都市計画区域マスタープランに即して、区市町村は地域に密着した都市計画の方針を策定。

※詳細は「都市計画区域マスタープランの概要」、「多摩部19都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(原案)」、及び「特色ある地域の将来像の表記」をご参照ください。

3. 東京都のこれまでの改定経過と今後の予定について

令和元年	12月	素案の作成、区市町村へ意見照会
令和2年	7月	都市計画原案の縦覧、ホームページ等での意見募集
	8月	公聴会の開催
	10月	都市計画案を区市町村へ意見照会
令和3年	12月	公告・縦覧
	2月	都市計画審議会へ付議

- ◆上記の令和2年10月に予定されている都市計画案の意見照会は都市計画法18条「都道府県は、関係区市町村の意見を聴き、かつ、都道府県都市計画審議会の議を経て、都市計画を決定するものとする。」の規定に基づく都市計画案に対する意見照会となりますので、多摩市都市計画審議会に審議会案件として付議する予定です。